

一般社団法人日本フレキシソ技術協会 入会規則

(適用)

第1条 この規則は、一般社団法人日本フレキシソ技術協会（以下「本会」という。）への入会について、本会の定款6条に規定することのほか、以下のとおり定めるものとする。

(資格)

第2条 定款第6条の規定によって、本会の会員として入会できる者は、次の各号に該当しなければならない。

- 一 本会の目的に賛同する者
- 二 本会の規約を厳守する者

(正会員の手續)

第3条 本会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書に所定の事項をすべて記入し、署名又は記名押印し、本会事務局に提出しなければならない。

(規則の変更)

第4条 この規則は、理事会及び総会の決議を経て変更することができるものとする。

附則

この規則は、一般社団法人設立の登記の日から施行する。